

事業系ごみの 分け方・出し方

事業系ごみの適正な分別を徹底して、ごみの減量化を!



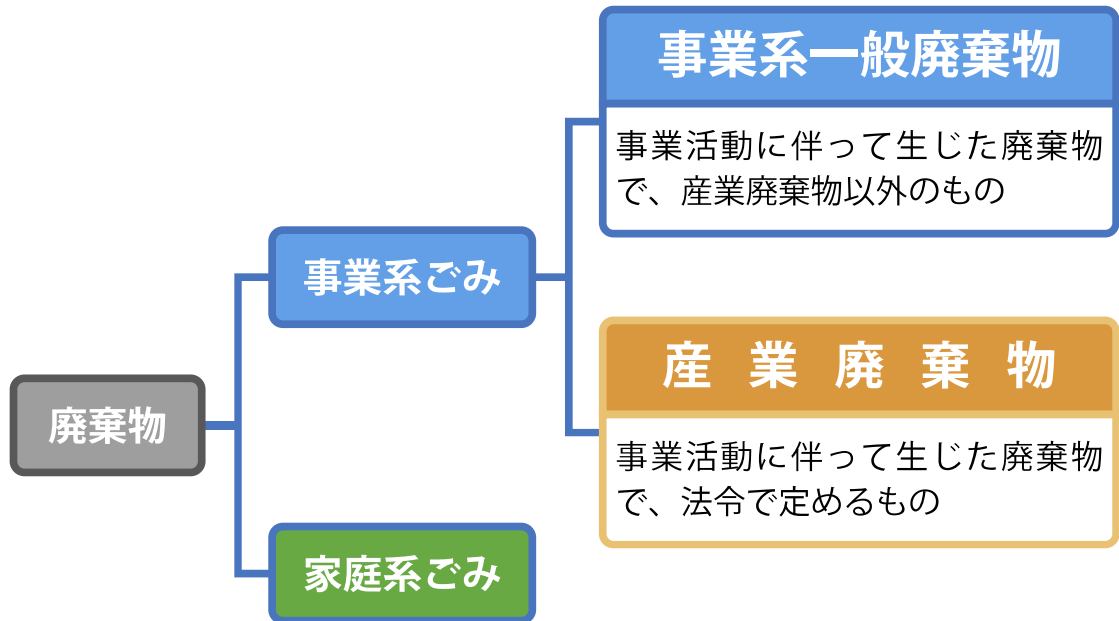
紙類	P.4
生ごみ・木くず 刈草等	P.6
繊維くず びん・かん ペットボトル	P.7
廃プラスチック 金属くず・ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	P.8
家電・パソコン 二輪車・消火器	P.8
検索と 問い合わせ先 一覧表	P.9
事業所ビル	P.10
飲食業 ・ 宿泊業	P.11
小売業 ・ 卸	P.12
サービス業	P.13
医療機関 ・ 病院	P.14

目次

事業系ごみとは？	1
事業系ごみの処理委託の大まかな流れ	3
紙類の出し方	4
生ごみ・木くず・刈草等の出し方	6
繊維くず・びん・かん・ペットボトルの出し方	7
廃プラスチック・金属くず・ガラス・コンクリートの出し方	8
家電・パソコン・二輪車・消火器の出し方	8
許可業者検索他問い合わせ先	9
業種別適正処理	
事業所ビル	10
宿泊業・飲食業	11
卸・小売業	12
サービス業	13
病院・医療機関	14
適正区分について	裏表紙

事業系ごみとは？

店舗・会社・工場・事務所・学校・官公署など、事業活動から出るごみは、すべて事業系ごみです。個人営業や農業などの小規模事業者のごみも、事業系ごみとなります。



事業系ごみの種類

事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2種類に分けられ、それぞれの処理施設で適正に処理しなければならないことが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)に定められています。

詳しい品目については、裏表紙を参照してください。

事業者の責務とは？

廃棄物処理法第3条には、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と事業者の責務が明確に示されています。

※処理とは、①自らの市の処理施設へ持ち込む ②許可業者に収集運搬を委託
③自家処理 のいずれかのことを表します。

紙類
P.4

生ごみ・木くず
刈草等
P.6

繊維くず
びん・かん
ペットボトル
P.7

廃プラスチック
金属くず・ガラスくず
コンクリートくず
及び陶磁器くず
P.8

家電・パソコン
二輪車・消火器
P.8

検索と
問い合わせ先
一覧表
P.9

事業所ビル
P.10

宿泊業
飲食業
P.11

卸
小売業
P.12

サービス業
P.13

病院
医療機関
P.14

ごみステーションに、 事業系ごみは出せません！

事業系ごみをごみステーションに出す行為は量の多少に関係なく不適正排出と見なされます。

※廃棄物処理法に違反する行為であり、悪質な場合は処罰されます。

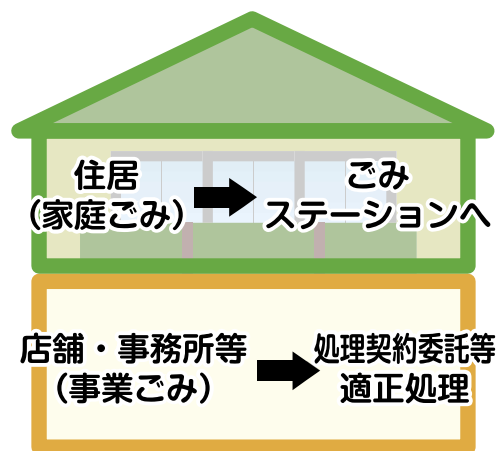
※事業所から出る資源化物をごみステーションなど拠点回収所へ持ち込むことは出来ません。

※ 3 ページ参照



☆店舗兼住居の建物の場合は ごみを別々に処理してください。

店舗・事務所等と住居が同一建物であっても、各々分別し4～7ページを参照し、適正に処理してください。



事業系ごみの処理方法は、法律によって決められています

事業系ごみの処理に当たっては、自己処理するか、県や市から許可を受けた業者に委託して処理する必要があります。

許可には、一般廃棄物と産業廃棄物に関するものがそれぞれにありますので、委託する場合には注意が必要です。

(※ 3 ページ 処理の流れ参照)

なお、許可を持たない不用品回収業者等に回収を依頼することはトラブルになる場合もあるため注意が必要です。

紙類

P.4

生ごみ・木くず
刈草等

P.6

繊維くず
びん・かん
ペットボトル

P.7

廃プラスチック
金属くず・ガラスくず
コンクリートくず
及び陶磁器くず

P.8

家電・パソコン
二輪車・消火器

P.8

検察と
問い合わせ先
一覧表

P.9

事業所ビル

P.10

宿泊業
飲食業

P.11

卸
小売業

P.12

サービス業

P.13

病院
医療機関

P.14

事業系ごみの処理委託の大まかな流れ

紙類

P.4

生ごみ・木くず
刈草等

P.6

繊維くず
びん・かん
ペットボトル

P.7

プラスチック
金属くず・ガラスくず
コンクリートくず
及び陶磁器くず

P.8

家電・パソコン
二輪車・消火器

P.8

検索と
問い合わせ先
一覧表

P.9

事業所ビル

P.10

宿泊業
飲食業

P.11

卸
小売業

P.12

サービス業

P.13

病院
医療機関

P.14

事業系一般廃棄物

岡山市の一般廃棄物収集運搬業許可を有する業者に委託します。

事業系一般廃棄物の

● 分別種類

● 収集方法

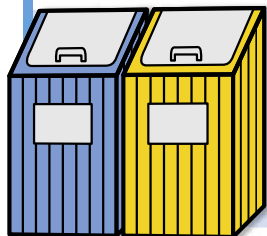
● 料金等

を相談しましょう。



処理業者
と
委託契約

(廃棄物処理法第6条の2第6項)

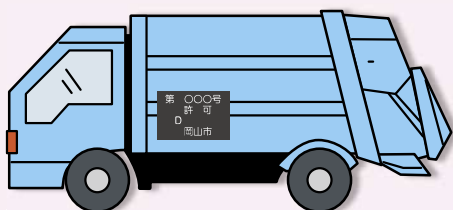


排出時は、適正に分別をして中身の見えるごみ袋に入れてください。

事業所
から
排出

岡山市の一般廃棄物収集運搬許可業者が収集します。

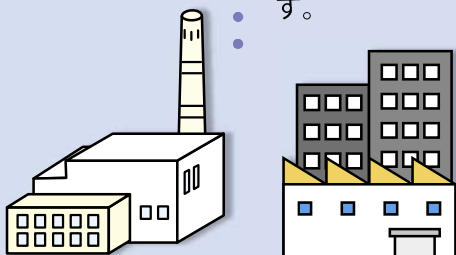
第 〇〇〇号
許可
D
岡山市



収集
運搬

(焼却処理)
岡山市内の焼却場へ搬入、焼却されます。

● (リサイクル)
● 民間リサイクル施設に搬入、リサイクルされます。



中間処理
・
リサイクル

焼却残渣は最終処分場へ運ばれ埋立処理されます。

最終
処分

産業廃棄物

産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託します。

● 分別種類

● 収集方法

● 料金等

を相談しましょう。

また、委託契約は書面で行う必要があります。



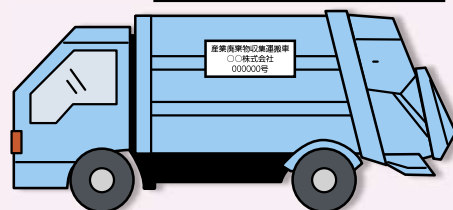
(廃棄物処理法第12条第5項)

引き渡す際には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。

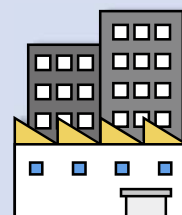
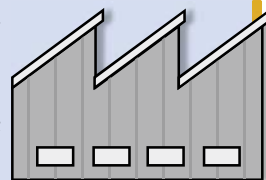


産業廃棄物収集運搬許可業者が産業廃棄物を収集します。

産業廃棄物収集運搬車
〇〇株式会社
000000号



産業廃棄物処分業許可業者の施設に搬入され、さまざまな方法で中間処理されます。



(リサイクル)
民間リサイクル施設に搬入、リサイクルされます。

中間処理後の残渣は埋立処分場へ運ばれ埋立処理されます。

紙類 リサイクルできるもの

例

運搬方法

処理施設

リサイクルできるもの

新聞・ダンボール・雑誌・
OA用紙などの古紙類

再生資源事業者

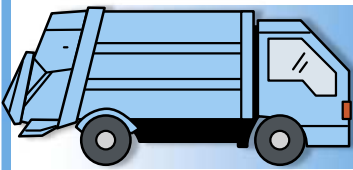
自己搬入

許可業者

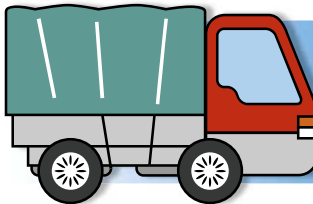
再生資源事業者
(古紙問屋等)

※建設業者による工作物の建設作業等で生じたものは、**産業廃棄物**として処理してください。

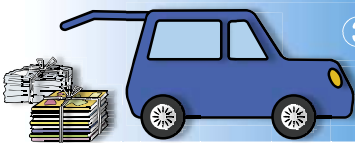
古紙類について一番に資源化を考えてください!



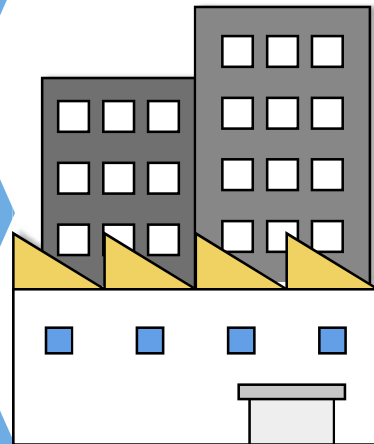
① 許可業者へ回収を
依頼しリサイクルする



② 再生資源事業者へ
回収を依頼しリサイクル
する。



③ 自ら再生事業者へ
持ち込む。



※事業所から出る資源化物は、市の施設では受入していません。

リサイクル出来る古紙については、市の焼却場への搬入はできません。

収集運搬許可業者又は再生資源事業者へ相談してください。

(資源回収業者(再生資源事業者)は、職業別電話帳タウンページのリサイクル
の項目を参照してください。)

※インターネットの場合は、下記のキーワードを入力して検索してください。

岡山市 古紙回収業者

検索

紙類

P.4

刈草等

生ごみ・木くず

P.6

ペットボトル

繊維くず
びん・かん

P.7

及び陶磁器くず

廃プラスチック
金属くず・ガラスくず
コンクリートくず

P.8

二輪車・消火器

家電・パソコン

P.8

一覧表

検察と
問い合わせ先

P.9

事業所ビル

P.10

飲食業

宿泊業

P.11

小売業

卸

P.12

サービス業

P.13

医療機関

病院

P.14

紙類 リサイクルできないもの

例	運搬方法	処理施設
リサイクルできないもの 感熱紙、カーボン紙、 ビニール・ろう等で コーティングされた紙類	自己搬入 許可業者	市焼却場

リサイクルできない物

水に溶けない紙

フィルムコーティングされた紙
防水加工された紙
(紙コップ、紙皿、紙製カップめん容器等)
金紙、銀紙(ガムの包み紙、タバコの内包紙等)
写真
ティッシュペーパー、
キッチンペーパー
(耐水加工のため)

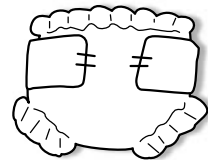


感熱発泡紙

点字用紙
(コーティングされて
いるため)

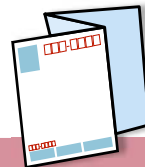


紙おむつ
(含ポリマーのため)



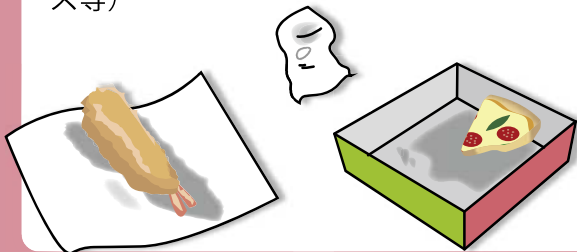
粘着剤が付着した紙

圧着はがき
(コーティングされて
いるため)



汚れた紙

汚れている紙(油、ケチャップ、マヨネーズ等)

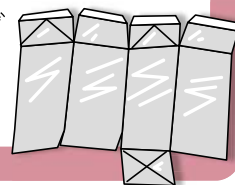


再生できない紙パック

500ml より小さい
紙パック
(材質が均一でないため)



アルミコーティング
されたもの



- ①事業者が市焼却場へ自己搬入する。
- ②一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。
委託先の許可業者については、9ページ「一般廃棄物収集運搬許可業者について」
または、「産業廃棄物処理業者(収集運搬業及び処分業者)について」を参考に許可業者
を取扱品目や事業内容等で検索してください。

紙類 P.4

生ごみ・木くず
刈草等 P.6

繊維くず
びん・かん
ペットボトル P.7

廃プラスチック
金属くず・ガラスくず
コンクリートくず
及び陶磁器くず P.8

家電・パソコン
二輪車・消火器 P.8

検索と
問い合わせ先
一覧表 P.9

事業所ビル P.10

飲食業
宿泊業 P.11

小売業
卸 P.12

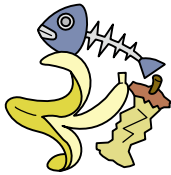
サービス業 P.13

医療機関
病院 P.14

生ごみ(厨芥類)

例

- ・食品の食べ残し
- ・食品の売れ残り
- ・調理残渣
- ・魚のあら
- ・茶殻 等



運搬方法

自己搬入

許可業者

処理施設

市焼却場

(リサイクルできるものは、リサイクルへ)

※食料品製造業・医薬品製造業等で、原料として使用した動植物性の残渣は**産業廃棄物**として処理してください。

処理方法

- ①事業者が市焼却場へ自己搬入する。(有料)
- ②一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する。

- 生ごみ等のもえるごみは、市の焼却場(9ページ参照)のいずれかに自己搬入してください。
- 生ごみは水切りを徹底してください。

委託先の許可業者については、9ページ「一般廃棄物収集運搬許可業者について」を参考に岡山市のホームページで公開している許可業者の一覧をご覧ください。



木くず・刈草等

例

- ・剪定枝・刈草類
- ・机・椅子・棚等の木製品

運搬方法

自己搬入

許可業者

処理施設

市焼却場

(粗大ごみについては、リサイクルプラザ)

(リサイクルできるものは、リサイクルへ)

※建設業者による工作物の建設作業等で生じたもの、木材、木製品等製造業者の作業工程で生じたもの、また業種に関わらず貨物の流通で使用した木製パレット等は、**産業廃棄物**として処理してください。

処理方法

- ①市焼却場で焼却処分する(自己搬入)
- ②一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

委託先の許可業者については、9ページ「一般廃棄物収集運搬許可業者について」を参考に岡山市のホームページで公開している許可業者の一覧をご覧ください。

紙類

P.4

刈草等

P.6

生ごみ・木くず

ペットボトル

P.7

繊維くず

P.8

びん・かん

P.8

廃プラスチック

P.8

金属くず・ガラスくず

P.8

コンクリートくず

P.8

及び陶磁器くず

P.8

家電・パソコン

P.8

二輪車・消火器

P.8

検査と
問い合わせ先

P.9

事業所ビル

P.10

飲食業

P.11

宿泊業

P.11

小売業

P.12

卸

P.12

サービスマン

P.13

医療機関

P.14

繊維くず

紙類

P.4

生ごみ・木くず
刈草等

P.6

繊維くず
びん・かん
ペットボトル

P.7

廃プラスチック
金属くず・ガラスくず
コンクリートくず
及び陶磁器くず

P.8

家電・パソコン
二輪車・消火器

P.8

検索と
問い合わせ先
一覧表

P.9

事業所ビル

P.10

飲食業
宿泊業

P.11

小売業
卸

P.12

サービス業

P.13

医療機関
病院

P.14

例

- 不要になった天然繊維の衣類
(綿・絹など)
- ウエス・軍手等

運搬方法

再生資源事業者

自己搬入

許可業者

処理施設

- 再生資源事業者 → 処理方法①へ
- 市焼却場 → 処理方法②へ

※建設業者による工作物の建設作業等で生じたもの、繊維工業の製造工程で生じた繊維くず等は、**産業廃棄物**として処理してください。

処理方法①

自己搬入するか、本市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託し、再生資源事業者へ搬入する。または、再生資源事業者に直接回収を依頼する。

処理方法②

自己搬入するか、本市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託し、市焼却場へ搬入する。
委託先の許可業者については9ページを参考に検索してください。

びん・かん・ペットボトル

例

- 飲料用のびん
- 飲料用のかん
- 飲料用のペットボトル



運搬方法

再生資源事業者

自己搬入

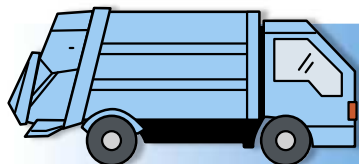
許可業者

処理施設

再生資源事業者

処理方法

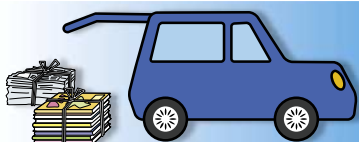
再生資源事業者に委託してリサイクルする。



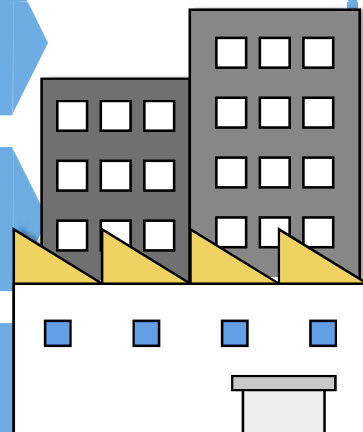
① 許可業者へ回収を依頼しリサイクルする。



② 再生資源事業者へ回収を依頼しリサイクルする。



③ 自ら再生事業者へ持ち込む。



廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

例

(廃プラスチック類)
 発泡スチロール・ビニール製品・プラスチック製品・合成ゴム製品・合成繊維くず・PPバンド・廃タイヤ 等
 (金属くず)
 空き缶・スプレー缶・一斗缶・刃物類・アルミ製品・スチール製品(机・椅子・棚・ロッカー等)
 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)
 空きびん・コップ・茶碗・レンガ・石膏ボード等

運搬方法

自己搬入

許可業者

処理施設

産業廃棄物
 処分業許可業者

産業廃棄物処分業許可業者に
 処理を委託する。

処理方法

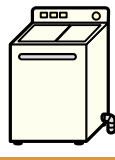
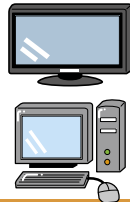
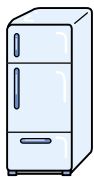
産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者(収集運搬業許可業者及び処分業許可業者)にその事業の範囲に含まれる産業廃棄物の処理を委託してください。

その他

例

(家電リサイクル法指定品目)
 エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機
 および衣類乾燥機。

- ・パソコン
- ・二輪車
- ・消火器



**メーカー・販売店等にご相談ください。
 ※市の施設では受入れを
 していません。**

処理方法

リサイクル関連法や廃棄物処理法の広域認定制度に基づきリサイクルする。

テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機

[家電リサイクル券センター]ホームページもご参照ください。
<http://www.rkc.aeha.or.jp/> 電話：0120-319640

パソコン

[パソコン3R推進協会]ホームページもご参照ください。

<http://www.pc3r.or.jp/> 電話：03-5282-7685

二輪車

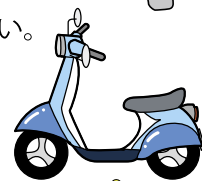
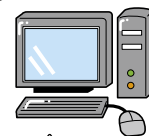
[自動車リサイクル促進センター]ホームページ内もご参照ください。

<http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>
 二輪車リサイクルコールセンター 電話：050-3000-0727

消火器

[消火器リサイクル推進センター]ホームページもご参照ください。

<http://www.ferpc.jp/> 電話：03-5829-6773



紙類

P.4

刈草等

生ごみ・木くず

P.6

ペットボトル

繊維くず
びん・かん

P.7

及び陶磁器くず

廃プラスチック
金属くず・ガラスくず
コンクリートくず

P.8

二輪車・消火器

家電・パソコン

P.8

一覧表

検察と
問い合わせ先

P.9

事業所ビル

P.10

飲食業

宿泊業

P.11

小売業

卸

P.12

サービス業

P.13

医療機関

P.14

処理を頼む場合は

一般廃棄物収集運搬業許可業者について

○岡山市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者については、岡山市のホームページで公開しています。(下記参照)

(岡山市WEBサイト) <http://www.city.okayama.jp/>

TOPページ→くらしの情報→環境→ごみ・リサイクル→事業系一般廃棄物に関すること→一般廃棄物処理業許可業者一覧表→一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧(PDF)

紙類

P.4

生ごみ・木くず
刈草等

P.6

繊維くず
びん・かん
ペットボトル

P.7

廃プラスチック
金属くず・ガラスくず
コンクリートくず
及び陶磁器くず

P.8

家電・パソコン
二輪車・消火器

P.8

検索と
問い合わせ先
一覧表

P.9

事業所ビル

P.10

飲食業
宿泊業

P.11

小売業
卸

P.12

サービス業

P.13

医療機関
病院

P.14

処理を頼む場合は

産業廃棄物処理業者(収集運搬業者及び処分業者)について

○産業廃棄物処理業者(収集運搬業者および処分業者)について、岡山市では業者のご紹介をしていませんので、岡山県循環資源総合情報支援センターのホームページ内で検索してください。

岡山県循環資源総合情報支援センター(●産業廃棄物処理業者検索)

<http://junkan.pref.okayama.jp/junkan/home/OG10101.do>

自らもちこむ場合は



市焼却場の連絡先



施設名	東部クリーンセンター	当新田環境センター	岡南環境センター
住所 電話番号	岡山市東区西大寺新地 453番地5 TEL086-944-7071	岡山市南区当新田 486番地1 TEL086-246-5145	岡山市南区豊成一丁目4番1号 TEL086-233-7490
受入時間等	平日	8:00~15:30(15:30に退場できるように搬入してください。)なお、年末年始の12月29日~1月3日を除き祝日も受入しています。	
	土日	受入なし	
処理手数料	10キログラムまでごとに 150円		



問い合わせ先

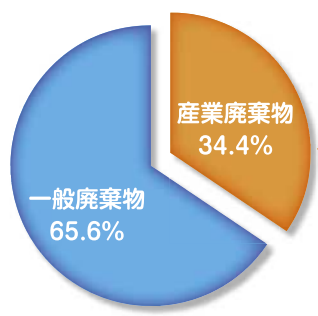


事業系一般廃棄物の出し方、分別に関すること 一般廃棄物処理業許可業者に関すること	環境事業課	TEL086-803-1298
産業廃棄物処理業の許可に関すること 産業廃棄物排出者への指導に関すること	産業廃棄物対策課	TEL086-803-1303
市焼却場への持込みに関すること	環境施設課	TEL086-803-1311

業種に共通して廃プラスチック類が混入しています。

1 事業所ビル

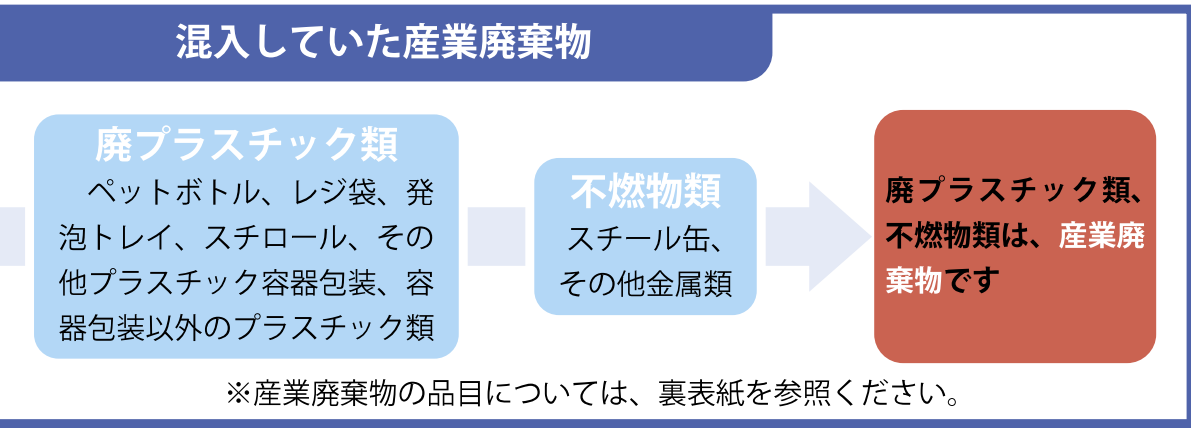
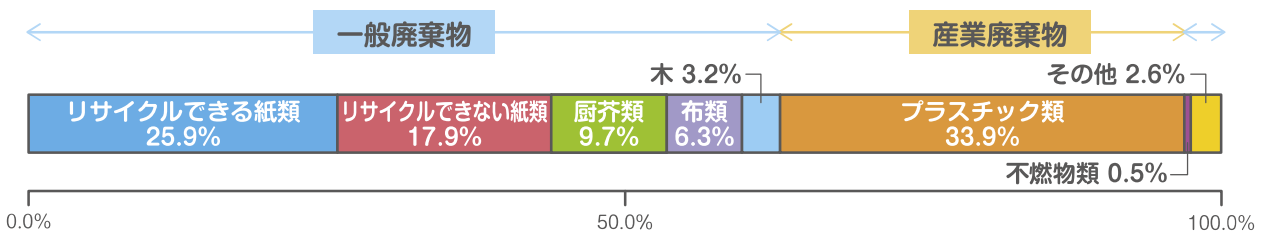
多くの事業所が入居するテナントビル、自社ビル、公共機関など。



分別を徹底して、混ぜないようにしてください

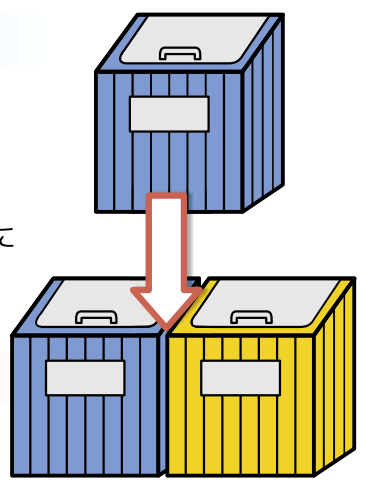
一般廃棄物として出されているごみの中に、産業廃棄物が34.4%混ざっています。

※岡山市事業系一般廃棄物組成分析調査(平成27年3月)



一般廃棄物のうち、リサイクルできる紙類が25.9%含まれています。
ダンボール、新聞紙、雑誌、広告、コピー用紙などリサイクル可能な紙類は、分別してリサイクルに努めてください。(4ページ参照)

- ### 混入の原因として考えられることは
- 産業廃棄物についての分類がわかっていない。
 - 従業者、来訪者が捨てるごみを分別していない。
 - 一般廃棄物と産業廃棄物を分別する箱、場所がない。
 - ごみの分別区分に応じた表示がない。
 - 資源化可能な紙(雑紙、オフィス古紙)を廃棄物の保管場所に
出している。



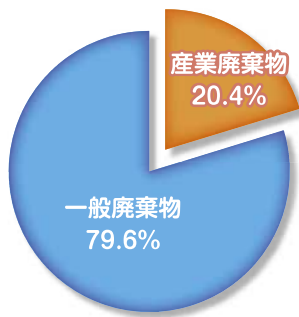
適正に分別するための工夫として実践しましょう

1. 各フロアごとに分別を徹底する。
2. ごみ箱には、ごみの品目を明示する。
3. ペットボトル、弁当がらなどは持ち帰らせるようにし、混ぜないこと。
4. テナント、従業員、清掃員、来訪者へ取り組みを周知すること。

- 紙類 P.4
- 生ごみ・木くず P.6
- 繊維くず P.7
- ペットボトル P.7
- 廃プラスチック類 P.8
- 金属くず・ガラスくず P.8
- コンクリートくず P.8
- 及び陶磁器くず P.8
- 家電・パソコン P.8
- 二輪車・消火器 P.8
- 検察と P.9
- 問い合わせ先 P.9
- 事業所ビル P.10
- 飲食業 P.11
- 宿泊業 P.11
- 小売業 P.12
- 卸 P.12
- サービス業 P.13
- 医療機関 P.14
- 病院 P.14

2 宿泊業・飲食業

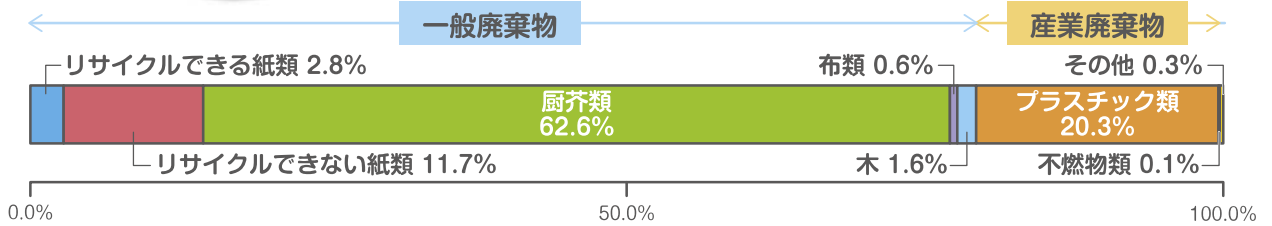
飲食店、ホテル、旅館など



分別を徹底して、混ぜないようにしてください

一般廃棄物として出されているごみの中に、産業廃棄物が20.4%混ざっています。

※岡山市事業系一般廃棄物組成分析調査(平成27年3月)



混入していた産業廃棄物

廃プラスチック類

ペットボトル、レジ袋、発泡トレイ、スチロール、その他プラスチック容器包装、容器包装以外のプラスチック類

不燃物類

スチール缶、アルミ缶

廃プラスチック類、不燃物類は、産業廃棄物です

※産業廃棄物の品目については、裏表紙を参照ください。

一般廃棄物として処理されているごみの中に、厨芥類が62.6%含まれています。

食品廃棄物 ▶ 食品リサイクルの取り組みを推進しましょう。

魚あら ▶ 魚あら回収業者へ

一般廃棄物のうち、リサイクルできる紙類が2.8%含まれています。

ダンボール、新聞紙、雑誌、広告、コピー用紙などリサイクル可能な紙類は、分別してリサイクルに努めてください。(4ページ参照)

混入の原因として考えられることは

適正に分別するための工夫として実践しましょう

- 産業廃棄物についての分類がわかっていない。
- 一般廃棄物と産業廃棄物を分別する箱、場所がない。

- 各フロアごとに分別を徹底する。
- ごみ箱には、ごみの品目を明示する。
- 従業員、清掃員、来訪者へ取り組みを周知すること。

食品リサイクル法

製造、流通、消費の各段階で食品廃棄物などそのものの発生を抑制し、再生利用、減量化が義務付けられています。

◆対象事業者

食品を製造、加工、小売りしたり飲食などを営んでいる事業者

◆対象となる食品廃棄物

食品の製造や調理過程で生じる加工残さ、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残しなど。

①生ごみを出す前に、水切りをしましょう。

②食べ残しが少なくなるようメニューを工夫して、食べきりを推進しましょう。

紙類

P.4

生ごみ・木くず
刈草等

P.6

繊維くず
びん・かん
ペットボトル

P.7

廃プラスチック
金属くず・ガラスくず
コンクリートくず
及び陶磁器くず

P.8

家電・パソコン
二輪車・消火器

P.8

検索と
問い合わせ先
一覧表

P.9

事業所ビル

P.10

飲食業
宿泊業

P.11

小売業
卸

P.12

サービス業

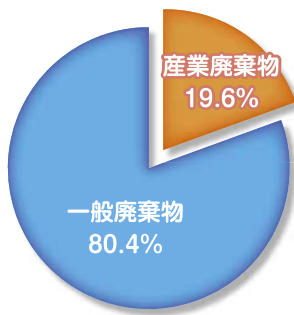
P.13

医療機関
病院

P.14

3 卸・小売業

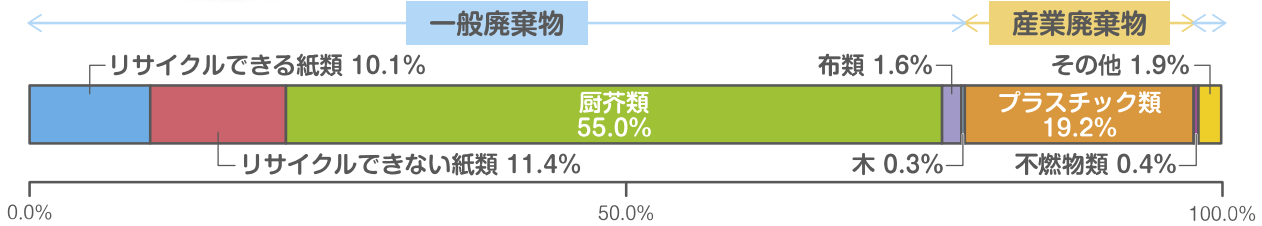
スーパー、コンビニエンスストア
商店など



分別を徹底して、混ぜないようしてください

一般廃棄物として出されているごみの中に、産業廃棄物が19.6%混ざっています。

※岡山市事業系一般廃棄物
組成分析調査(平成27年3月)



混入していた産業廃棄物

廃プラスチック類

ペットボトル、レジ袋、発泡トレイ、スチロール、その他プラスチック容器包装、容器包装以外のプラスチック類、ゴム

不燃物類 その他金属類

廃プラスチック類、
不燃物類は、産業廃棄物です

※産業廃棄物の品目については、裏表紙を参照ください。

一般廃棄物として処理されているごみの中に、厨芥類が55.0%含まれています。

食品廃棄物 ▶ 食品リサイクルの取り組みを推進しましょう。

魚あら ▶ 魚あら回収業者へ

一般廃棄物のうち、リサイクルできる紙類が10.1%含まれています。

ダンボール、新聞紙、雑誌、広告、コピー用紙などリサイクル可能な紙類は、分別してリサイクルに努めてください。(4ページ参照)

混入の原因として考えられることは

適正に分別するための工夫として実践しましょう

- 産業廃棄物についての分類がわかっていない。
 - 一般廃棄物と産業廃棄物を分別する箱、場所がない。
1. 各フロアごとに分別を徹底する。
 2. ごみ箱には、ごみの品目を明示する。
 3. 従業員、清掃員、来訪者へ取り組みを周知すること。

食品リサイクル法

製造、流通、消費の各段階で食品廃棄物などそのものの発生を抑制し、再生利用、減量化が義務付けられています。

◆対象事業者

食品を製造、加工、小売りしたり飲食などを営んでいる事業者

◆対象となる食品廃棄物

食品の製造や調理過程で生じる加工残さ、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残しなど。

フードバンクという方法もあります。

紙類

P.4

刈草等
生ごみ・木くず

P.6

ペットボトル
びん・かん
繊維くず

P.7

及び陶磁器くず
金属くず・ガラスくず
コンクリートくず
廃プラスチック

P.8

二輪車・消火器
家電・パソコン

P.8

検査と
問い合わせ先
一覧表

P.9

事業所ビル

P.10

飲食業
宿泊業

P.11

小売業
卸

P.12

サービス業

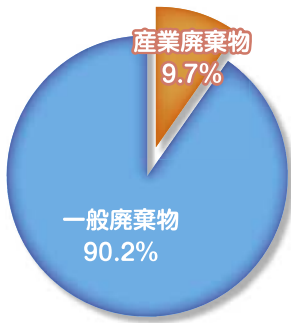
P.13

医療機関
病院

P.14

4 サービス業

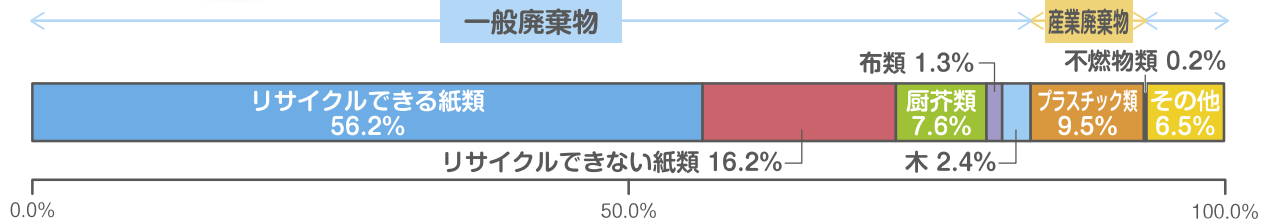
理容・美容業、映画館、レンタルビデオ店など



分別を徹底して、混ぜないようにしてください

一般廃棄物として出されているごみの中に、産業廃棄物が9.7%混ざっています。

※岡山市事業系一般廃棄物組成分析調査(平成27年3月)



混入していた産業廃棄物

廃プラスチック類

ペットボトル、レジ袋、発泡トレイ、スチロール、その他プラスチック容器包装、容器包装以外のプラスチック類、ゴム

不燃物類

スチール缶、アルミ缶、その他金属類

廃プラスチック類、不燃物類は、産業廃棄物です

※産業廃棄物の品目については、裏表紙を参照ください。

一般廃棄物のうち、リサイクルできる紙類が56.2%含まれています。

ダンボール、新聞紙、雑誌、広告、コピー用紙などリサイクル可能な紙類は、分別してリサイクルに努めてください。(4ページ参照)

一般廃棄物として処理されているごみの中に厨芥類が7.6%含まれています。

食品廃棄物は食品リサイクルの取り組みを推進してください。

混入の原因として考えられることは

- 産業廃棄物についての分類がわかっていない。
- 一般廃棄物と産業廃棄物を分別する箱、場所がない。

適正に分別するための工夫として実践しましょう

1. 各フロアごとに分別を徹底する。
2. ごみ箱には、ごみの品目を明示する。
3. 保管場所での分別を徹底する。
4. 従業員、清掃員、来訪者へ取り組みを周知すること。

紙類

P.4

生ごみ・木くず
刈草等

P.6

繊維くず
びん・かん
ペットボトル

P.7

廃プラスチック
金属くず・ガラスくず
コンクリートくず
及び陶磁器くず

P.8

家電・パソコン
二輪車・消火器

P.8

検索と
問い合わせ先
一覧表

P.9

事業所ビル

P.10

飲食業
宿泊業

P.11

小売業
卸

P.12

サービス業

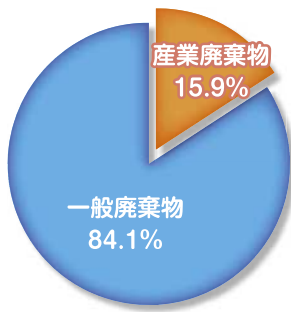
P.13

医療機関
病院

P.14

5 病院・医療機関

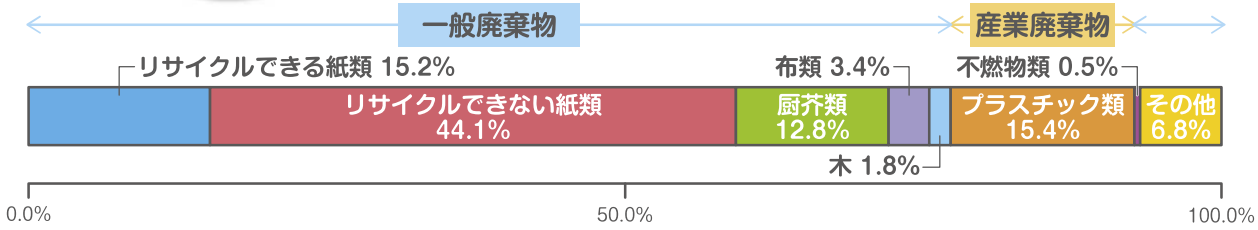
病院、診療所、
デイケアセンターなど



分別を徹底して、混ぜないよう
にしてください

一般廃棄物として出されているごみの中に、
産業廃棄物が15.9%混ざっています。

※岡山市事業系一般廃棄物
組成分析調査(平成27年3月)



混入していた産業廃棄物

廃プラスチック類

ペットボトル、レジ袋、発泡トレイ、スチロール、その他プラスチック容器包装、容器包装以外のプラスチック類

不燃物類

スチール缶

廃プラスチック類、
不燃物類は、産業廃棄物です

※産業廃棄物の品目については、裏表紙を参照ください。

一般廃棄物のうち、リサイクルできる紙類が15.2%含まれています。

ダンボール、新聞紙、雑誌、広告、コピー用紙などリサイクル可能な紙類は、分別してリサイクルに努めてください。(4ページ参照)

一般廃棄物として処理されているごみの中に厨芥類が12.8%含まれています。

食品廃棄物は食品リサイクルの取り組みを推進してください。

混入の原因として考えられることは

- 産業廃棄物についての分類がわかっていない。
- 一般廃棄物と産業廃棄物を分別する箱、場所がない。

適正に分別するために

- 各フロアごとに分別を徹底する。
- ごみ箱には、ごみの品目を明示する。
- 保管場所での分別を徹底する。
- 従業員、清掃員、来訪者へ取り組みを周知すること。

病院での廃棄物処理委託契約について

病院・医療機関でのごみの処理は、一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理委託契約が必要になります。

注射筒、点滴バッグ、ディスポーザブル手袋などで感染性ではないプラスチック・ゴムは分別し、必ず産業廃棄物として処理してください。

感染性廃棄物は、特別管理産業廃棄物として、別途処理委託契約を締結し、適正に処理してください。

※参考 環境省作成 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf>

紙類

P.4

刈草等

生ごみ・木くず

P.6

ペットボトル

P.7

繊維くず

びん・かん

及び陶磁器くず

P.8

金属くず・ガラスくず

コンクリートくず

P.8

家電・パソコン

二輪車・消火器

P.8

検査と
問い合わせ先

P.9

事業所ビル

P.10

飲食業

P.11

小売業

P.12

卸

P.13

サービスマン

P.13

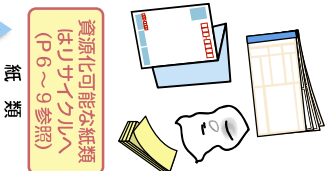
医療機関

P.14

適正区分について

発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)の取組後に発生する事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分します。

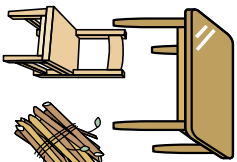
事業系一般廃棄物



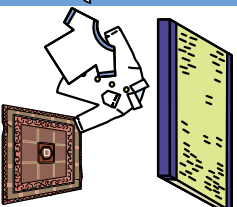
資源化可能な紙類
(はリサイクル)は
(P6~9参照)
紙類



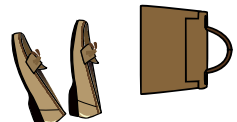
厨芥ごみ、残飯、
茶葉等、
食品の切れ残り、
屑のあら等



木製の机、椅子、
タンス、棚、
剪定枝、落ち葉等



天然繊維(毛布、木綿布、
絹、じゅうたん)本量、
作業服(綿、絹など)



天然皮革
かばん、コート
革製の敷物

事業活動に伴って
排出される
**廃プラスチック類は
産業廃棄物
です。**

事業活動に伴って
排出される
**金属くずは
産業廃棄物
です。**

事業活動に伴って
排出される
**ガラスくず
コンクリートくず
陶磁器くずは
産業廃棄物
です。**

事業活動に伴って
排出される
**下記の品目は
産業廃棄物
です。**

紙くず

生ごみ

木くず

繊維くず

廃プラスチック類

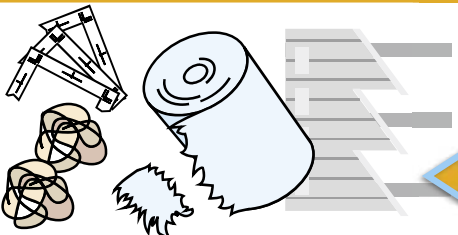
金属くず

ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず

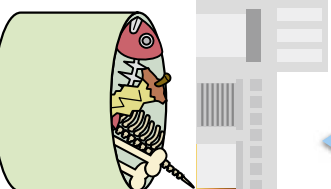
その他

※食品関連事業者は、食品
リサイクル法に於て、リサイ
クル等の実施要目標が
定められています。

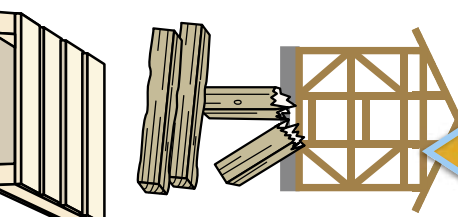
産業廃棄物



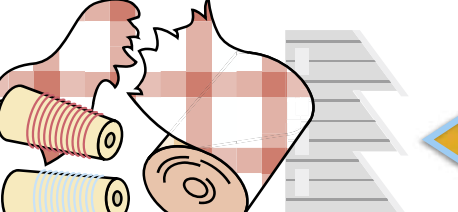
建設業(建物の建築、増築、
改築(リフォーム)、解体時
に出るもの)、紙製造業、
新聞業、出版業、製本業、
印刷物加工業などから出る
もの



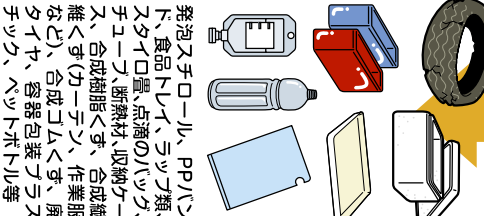
食料品・飲料製造業、医薬
品製造業等において原料と
して使用した動物又は植物
に係る固形状の不要物



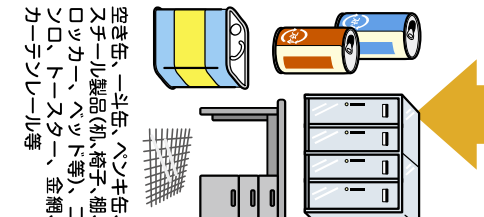
建設業(建物の建築、増築、
改築(リフォーム)、解体時
に出るもの)、木材・木製
品製造業、パルプ製造業、
リニア業などから出るもの
※パレットは業種に関係な
く全て産業廃棄物です。



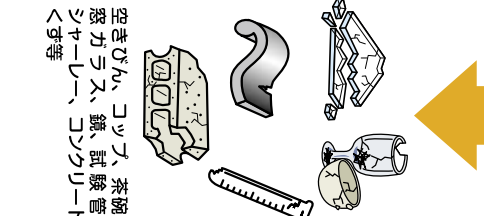
建設業(建物の建築、増築、
改築(リフォーム)、解体時
に出るもの)繊維工場から
出るもの



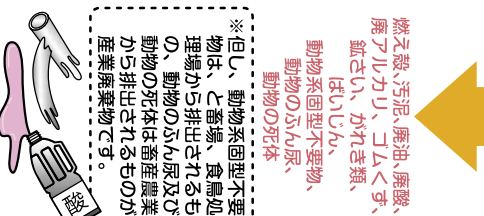
発泡スチロール、PP、PVA、
PVC、食品トレイ、ラップ類、
スタイロフォーム、点検のバツグ
ン、プラスチック、断熱材、吸納ケ
ース、合成樹脂くず、合成機
織くず(カーテン、作業服
など)、合成ゴムくず、廃
タイヤ、容器包装プラスチック
等



空き缶、斗缶、ペンキ缶、
スチール製品(机、椅子、棚、
ロッカー、ベッド等)、金網、
カーテンレール等

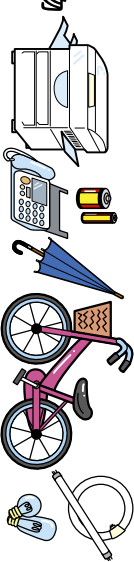


空きびん、コップ、茶碗、
窓ガラス、鏡、磁器、
セラミック等



※但し、動物系固型不要
物は、と畜場、食鳥処
理場から排出されるもの
の、動物のふん尿及び
動物の死体は畜産農業
から排出されるものか
産業廃棄物です。

複数の 素材で できた物



コピー機、FAX機、掃除機、
CD、DVDプレーヤー、照明器具、
乾電池、充電式電池、自転車、
リンター、電気コード、自転車、
蛍光灯、小型家電製品、電話機等